

国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下「成育基本法」という。）は平成30年12月14日に公布され、令和元年12月1日から施行された。

成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とし、社会的及び経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進すること」を基本理念としている。

また、国は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとし、地方自治体は、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。

こうした中、妊産婦が病気や怪我で通院や入院した時に医療機関に支払う一部負担金を助成する「妊産婦医療費助成制度」は、昭和48年4月1日から本県で初めて実施されたものの、都道府県内の全ての自治体において実施されているのは、本県も含めて4県にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦(母子保健法第6条で妊娠中又は出産後1年以内の女子と規定)について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月16日

栃木県栃木市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

様

総務大臣

厚生労働大臣